

【情報の公表調査事業推進委員会設置要綱】

(設置)

第1条 NPO法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ（以下「介護・福祉ネットみやぎ」という。）の情報の公表調査事業の適正な推進を確保するために情報の公表調査事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、理事長の諮問により前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 情報の公表調査事業計画・事業報告に関すること
- (2) 情報の公表調査事業調査事務に関すること
- (3) その他、目的達成のため必要な事項

(委員の構成)

第3条 委員は、理事長が指名する者をもって構成する。

- 2 人数は5人以上7人以内で、本事業と利害関係のない者を複数含む構成とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名による。

(役員職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代行する。

(会議の招集)

第6条 委員会は年3回開催する。なお、必要に応じて、随時委員会を開催する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員会の協議内容は、介護・福祉ネットみやぎの理事会で委員長が報告し、介護・福祉ネットみやぎの理事会が調査機関の意思として決定するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、介護・福祉ネットみやぎの事務局が兼ねる。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、理事会において行なう。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、2006年5月20日から施行する。

この要綱は、2016年8月23日から施行する。

【情報の公表調査事業推進委員】

入間田範子 (NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ副理事長)

及川 律子 (元国家公務員共済組合連合会水府病院看護部長)

寺岡 良一 (民生委員・児童委員)

畑山みさ子 (宮城学院女子大学名誉教授)

若生 栄子 (公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部代表)